

令和 5 年 8 月 18 日

法務大臣 齋藤 健 殿

札幌市中央区北 4 条西 13 丁目 1 番地 90—901
特定非営利活動法人 さっぽろ犯罪被害者等援助センター
理事長 木村 邦弘 (公印省略)

「医療観察法」における被害者等に対する情報提供に関する要望書

1 要望の趣旨

- (1) 当法人の代表(理事長)木村邦弘は、平成 26 年(2014 年)に当時 35 歳の長男を精神障害者の自立支援グループホームで勤務中に入居者によって刺殺された事件の遺族(実父)です。加害者は刑法 39 条によって責任能力を問えないとして不起訴処分となり、医療審判により約 7 年に及ぶ医療観察処遇を経て、現在は一般の地域精神医療機関に通院していると思われます。
- (2) しかし、再三の強い要望に拘わらず、加害者(対象者)の処遇状況については、平成 30 年(2018 年)の保護局長通達によって一部が開示された以外は殆ど情報提供されていません。この間「犯罪被害者等基本法」に基づく 4 次に渡る「基本計画」等により、一般の刑事事件における被害者支援施策が大きく前進し、少年犯罪や性犯罪についても見直しが進む中で、「医療観察法」の被害者への支援は置き去りにされた結果、逆に情報格差が広がっている状況です。
- (3) この問題の根本的な原因は「医療観察法」の目的である、「対象者の病状回復と社会復帰」を優先させるため、被害者への情報提供はその妨げになる懸念があるとして一律に制限していることにあります。本来、対象者の病状と被害者との関係性は様々で、医療現場でのケア会議等において個別に検討すべきで、一律に制限すべきではありません。
- (4) 当会の「医療観察法」に対する基本的立場は、手厚い医療と司法介入により対象者の病状回復と社会復帰に資するものと認識しており、被害者への情報提供の制限等について適切な是正を求めているものです。
- (5) そのために、令和 8 年に予定される「第 5 次犯罪等基本計画」策定において、「医療観察法における被害者支援」について抜本的な見直しを実施し、法の改訂・運用変更を図ることを強く求めるものです。とりわけ貴職が現在推進中の「犯罪被害者等施策推進会議」において、犯罪給付金の見直し等と併せてこの問題について検討し不適切な状況を解消されることを要望します。

2 具体的な要望事項

(1) 現行の「医療観察法」は、「犯罪被害者等基本法」及び「同基本計画」に定める理念・定義に合致する法制度に改めること。

- ① 現行の「医療観察法」は平成 15 年（2004 年）に制定されたもので、本来その 1 年後の平成 16 年（2005 年）に制定された上位法「犯罪被害者等基本法」及び翌年施行した「犯罪被害者等基本計画」に基づいて必要な改定を行うべきであったにも拘わらずおよそ 20 年間に渡り放置してきたことは司法の「不作為」であり、直ちに改めるべきです。
- ② 基本法の「犯罪被害者等」とは、「犯罪等により害を被った者及びその家族を指し、加害者の別、犯罪等の種別、故意犯・過失犯の別、事件の起訴・不起訴の別、その他による限定を一切していません。更に基本法理念（第 3 条）は、犯罪被害者等は個人の尊厳が尊重され、その尊厳にふさわしい処遇を保障し、再び平穏な生活を営めるまで途切れることなく支援を受ける権利を有すると定めています。
- ③ このことから、刑法 39 条不起訴事件の被害者等「医療観察法」処遇事案の被害者等も一般の刑事事件の被害者等と同等の権利を有することは明らかで、「医療観察法」の被害者に関する制限はこの理念・定義に反しており、この不適切な状態を直ちに解消し、被害者の権利擁護の適切な条文に改めるべきです。
- ④ その上で対象者の個人情報保護に配慮が必要であれば、当然個別に適切な措置を講ずるべきで、対象事案の一方の当事者である被害者等を「第三者」として画一的に排除することは本末転倒で到底認められません。

(2) 「医療観察法」に関する個別の改訂要望事項は以下の通りです。

要望項目	現行条文等（概要）	改訂要望内容
<医療観察法> 第 31 条 審判期日出席者	裁判官は 5～7 項により、検察官、医師(鑑定医、指定医師)、保護観察所（社会復帰調整官）、対象者（付添弁護士）の出席を求める	* 第 25 条が定める検察官の報告に際し、被害者の状況、心情について述べることを必須とすること
第 32 条 事件記録等の 閲覧又は謄写	検察官・指定医・社会復帰調整官付添弁護士は処遇事件の記録又は証拠物を閲覧できる。	* 裁判所の許可を得た場合、被害者又は代理弁護士は事件の記録・証拠を閲覧できる
第 33 条 審判申立て	検察官は刑法 39 条による不起訴案件について裁判所へ審判申立てをしなければならない	* 検察官または裁判所は、被害者又は代理弁護士に対し審判申立てを通知する
第 47 条 被害者の傍聴	被害者等に対し審判を傍聴することを許すことができる。	* 被害者等は申出により、審判を傍聴することができる。
	2	

第 48 条 審判結果通知	被害者等が申し出た場合、審判結果を通知することができる。(対象者氏名、決定年月日、主文)	*「ただし、対象者の医療の実施又は社会復帰を妨げる恐れがある場合は」を削除
<地域処遇ガイドライン> 総論(7)地域住民への配慮	地域住民に情報提供することで対象者の社会復帰が促進すると見込まれる場合には、対象者の同意に基づき可能な提供範囲を定める。被害者等についても必要に応じて同様の配慮を行う。	*「被害者等についても」は末尾の追記ではなく、冒頭に「地域住民及び被害者等」と同列表記とする。
<地域処遇ガイドライン> 各論(4)地域処遇の終了等	指定医療機関は本制度による処遇を終了することが相当と認めれば、処遇終了報告書を作成し保護観察所へ提出する。保護観察所はケア会議を開催し関係機関に通知する。(概要)	*「処遇終了通知」報告の対象に「被害者等」を明示すること。

(注1) ※「要望項目」は「犯罪被害者等基本法」の理念・定義に基づく全面改定を前提としており、基本的にはこの認識の共有が必要です。

(注2) ※標記の「条文改訂要望」は当会としての例示であり、貴職による全面的専門的詳細検証が必要です。

(3) 回答に当たっての留意事項について

今回の「要望書」は従来の任意団体とは異なり、公益法人としての責任ある回答を頂けるよう以下の取り扱いについて留意願います。

- ①回答については、貴職の記名・押印による文書にてお願い致します。
また、回答に当たっては貴職部署内での分担ではなく、最終的に貴職が関与する会議等での意思決定をお願いします。
- ②回答に当たって要望内容について質問又は意見聴取が必要な場合は、当法人への文書・メール等の他対面による対応も可能です。
- ③回答に1か月以上の期間を要する場合は、一旦の中間報告とし、残された課題と回答期限をご提示願います。
- ④また、貴職の諮問機関である「法制審議会」等で継続検討する場合は、その旨明示し、開催に当たっては当法人はじめ関係被害者等の意見聴取を要望します。

以上、ご多用の中恐縮ですがご賢察の上ご回答の程を宜しくお願い申し上げます。